

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成14年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

2 酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料(アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。)で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒である。

3 酒税の税率

各酒類の基準アルコール分及び基準税率(1kl当たり従量税率)は次のとおりである。

清酒	アルコール分15度	140,500円
合成清酒	アルコール分15度	79,300円
しょうちゅう		
甲類	アルコール分25度	248,100円
乙類	アルコール分25度	248,100円
みりん	アルコール分13.5度	21,600円
ビール		222,000円
果実酒類		
果実酒		56,500円
甘味果実酒	アルコール分12度	98,600円
ウイスキー類	アルコール分40度	409,000円
スピリッツ類	アルコール分37度	367,188円
リキュール類	アルコール分12度	119,088円
雑酒		
発泡酒	麦芽50%以上のもの	222,000円
〃	麦芽25%以上50%未満のもの	152,700円
〃	麦芽25%未満のもの	105,000円
粉末酒		320,500円
その他の雑酒(みりに類似するもの)	アルコール分13.5度	21,600円
その他の雑酒(その他)	アルコール分12度	98,600円

(注) 従量税とは、酒類の製造場から移出又は保税地域から引き取る酒類の数量に応じ、一定の金額税率を適用して税を課するものをいう。

8 - 1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量等	販売(消費)数量	製造場数	販売場数
	kl	千円	kl	kl	場	場
平成9年度	39,061	5,028,248	33,434	309,007	170	7,884
10	138,727	27,405,352	103,562	310,314	167	7,928
11	148,484	29,499,670	126,967	307,287	165	7,948
12	141,396	28,239,358	121,877	309,009	160	7,863
13	151,044	28,440,524	126,614	306,567	158	7,865
清 酒	23,805	3,008,612	17,023	33,591	129	-
合 成 清 酒	X	X	X	1,723	-	-
しよゆう	甲 類	X	X	4,660	-	-
	乙 類	X	X	13,265	5	-
	計	3,439	789,321	2,109	5	-
みりん	437	11,317	303	3,866	3	-
ビール	98,404	21,845,628	104,158	159,547	10	-
果実酒類	果実酒	X	X	4,143	4	-
	甘味果実酒	X	X	411	-	-
	計	93	4,601	60	4	-
ウイスキー類	ウイスキー	X	X	2,436	-	-
	ブランデー	X	X	781	-	-
	計	X	X	3,216	-	-
スピリッツ類	0	31	0	530	3	-
リキュール類	2,498	452,875	2,563	12,929	2	-
雑 酒	発泡酒	X	X	68,471	1	-
	粉末酒	-	-	2	-	-
	その他の雑酒	X	X	205	1	-
	計	21,759	2,285,312	13	68,679	2
合 計	151,044	28,440,524	126,614	306,567	158	7,865

調査期間：課税数量、税額、製成数量等及び販売(消費)数量は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間である。

調査時点：製造場数及び販売場数は平成14年3月31日現在である。

用語の説明：1 **課税数量**とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

2 **製成数量**とは、酒類の生産数量をいう。

3 **販売(消費)数量**とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。

8 - 2 課 税 状 況

(1) 課税状況

区 分	課 税				計		
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計		
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	
清 酒	24,835	3,146,918	-	-	24,835	3,146,918	
合 成 清 酒	X	X	-	-	X	X	
し ち ゃ う よ け	甲 類	X	X	X	X	X	
		乙 類	X	X	X	X	
	計	3,453	794,073	18	1,500	3,471	
み り ん	444	11,527	-	-	444	11,527	
ビ ー ル	104,113	23,113,003	-	-	104,113	23,113,003	
果 実 酒 類	果 実 酒	X	X	-	-	X	X
	甘 味 果 実 酒	X	X	-	-	X	X
	計	96	4,747	-	-	96	
ウ イ ス キ ー キ ー 類	ウ イ ス キ ー	X	X	-	-	X	X
	ブ ラ ン デ ー	X	X	-	-	X	X
	計	X	X	-	-	X	
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	0	31	-	-	0	31
	原 料 用 ア ル コ ー ル	-	-	-	-	-	-
	計	0	31	-	-	0	
リ キ ュ ー ル 類	2,494	453,482	18	1,403	2,512	454,883	
雑 酒	発 泡 酒	X	X	-	-	X	X
	粉 末 酒	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	X	X	-	-	X	X
	計	21,828	2,292,601	-	-	21,828	
合 計	157,873	29,859,374	36	2,903	157,909	29,862,276	

調査期間等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成14年4月30日までの申告用語の説明：未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免除を受けて移出するものをいう。

- (注) 1 「特定税率適用」欄は、酒税法第22条第3項(アルコール分が13度未満のもの(発泡性を有するものに限る。))に対する税率)
 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者とその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場
 3 税関分は含まない。

控		除		課 税 実 数		免 税		区 分
酒 税 法 〔第30条 第1項、 第2項及び第3項〕		災害減免法 (第7条 第1項)				未納税 移 出	輸 出 免 税	
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量	
k	千円	k	千円	k	千円	k	k	
1,029	137,914	3	389	23,805	3,008,612	19,623	40	清 酒
X	X	-	-	X	X	-	-	合 成 清 酒
X	X	X	X	X	X	X	X	甲 類
X	X	X	X	X	X	X	X	乙 類
29	6,246	0	8	3,439	789,321	252	X	計
8	210	-	-	437	11,317	60	-	み り ん
5,704	1,266,391	4	984	98,404	21,845,628	16,807	44	ピ ー ル
X	X	-	-	X	X	X	-	果 実 酒
X	X	-	-	X	X	X	-	甘 味 果 実 酒
2	145	-	-	93	4,601	4	-	計
X	X	-	-	X	X	-	X	ウ イ ス キ ー
-	-	-	-	X	X	-	-	ブ ラ ン デ ー
X	X	-	-	X	X	-	X	計
-	-	-	-	0	31	1	-	ス ピ リ ッ ツ
-	-	-	-	-	-	377	-	原 料 用 ア ル コ ー ル
-	-	-	-	0	31	378	-	計
13	2,006	0	2	2,498	452,875	37	-	リ キ ュ ー ル 類
X	X	X	X	X	X	X	-	発 泡 酒
-	-	-	-	-	-	-	-	粉 末 酒
X	X	X	X	X	X	X	-	そ の 他 の 雑 酒
68	7,205	1	83	21,759	2,285,312	107	-	計
6,858	1,420,285	9	1,467	151,044	28,440,524	37,268	93	合 計

又は処理による課税実績である。

該当のものを示す。

合の酒税額の控除等を示す。

8 酒 税

(2) 県別課税状況(その1)

区 分	清 酒		合 成 清 酒		し ょ う ち			
					甲 類		乙 類	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円
徳 島 県 計	2,539	270,340	X	X	X	X	X	X
香 川 県 計	3,674	478,278	-	-	-	-	39	7,335
愛 媛 県 計	6,181	738,538	-	-	X	X	X	X
高 知 県 計	11,411	1,521,456	-	-	X	X	X	X
全 管 計	23,805	3,008,612	X	X	X	X	X	X

(注) この表は、「(1)課税状況」の「課税実数」欄を県別に示したものである。

(2) 県別課税状況(その2)

区 分	果 実 酒 類						ウ イ ス キ			
	果 実 酒		甘 味 果 実 酒		計		ウ イ ス キ ー		ブ ラ ン デ ー	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円
徳 島 県 計	-	-	X	X	X	X	X	X	-	-
香 川 県 計	X	X	X	X	53	2,162	-	-	-	-
愛 媛 県 計	X	X	-	-	X	X	-	-	X	X
高 知 県 計	X	X	-	-	X	X	-	-	-	-
全 管 計	X	X	X	X	93	4,601	X	X	X	X

ゆ う		み り ん		ビ ー ル		区 分
計						
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
kl 2,618	千円 642,976	kl 428	千円 11,100	kl X	千円 X	徳 島 県 計
39	7,335	X	X	100	22,135	香 川 県 計
340	62,612	X	X	98,182	21,796,526	愛 媛 県 計
442	76,398	X	X	X	X	高 知 県 計
3,439	789,321	437	11,317	98,404	21,845,628	全 管 計

一 類		スピリッツ類		リキュール類		雑 酒		合 計		区 分
計										
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
kl X	千円 X	kl 0	千円 31	kl 2,422	千円 438,314	kl X	千円 X	kl 8,697	千円 1,421,497	徳 島 県 計
-	-	-	-	4	574	X	X	3,875	510,616	香 川 県 計
X	X	-	-	28	6,426	21,756	2,284,850	126,497	24,890,033	愛 媛 県 計
-	-	-	-	44	7,561	-	-	11,975	1,618,378	高 知 県 計
X	X	0	31	2,498	452,875	21,759	2,285,312	151,044	28,440,524	全 管 計

8 酒 税

(3) 酒税額の累年比較

区 分	清 酒		しょうちゅう		ピ ー ル		そ の 他		合 計	
	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
平成9年度	4,079,258	91.0	462,516	127.2	69,397	124.0	417,077	130.7	5,028,248	96.3
10	3,809,713	93.4	473,633	102.4	22,585,027	32,544.7	536,979	128.7	27,405,352	545.0
11	3,646,013	95.7	537,888	113.6	24,693,260	109.3	622,509	115.9	29,499,670	107.6
12	3,256,358	89.3	676,327	125.7	23,477,065	95.1	829,608	133.3	28,239,358	95.7
13	3,008,612	92.4	789,321	116.7	21,845,628	93.1	2,796,963	337.1	28,440,524	100.7

(注)1 この表は、「(1)課税状況」の「課税実数」の「税額」欄について、累年比較を示したものである。

2 その他は、合成清酒、みりん、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。

8 - 3 製 成 数 量

(1) 製成数量等及び手持数量

区 分	製 成 数 量 等					手持数量 (本年度末現在)
	製 成	アルコール 等 混 和	しょうちゅうの 品目別、アルコ ール分等変更	用途変更等	計 (+ + -)	
清 酒	(16,896) kl				(16,817) kl	(19,840) kl
合 成 清 酒	17,111	-	-	87	17,023	22,004
し ょ う ち ゅ う ち ゅ う	甲 類	X	X	X	X	X
	乙 類	X	X	X	X	X
計	1,999	7	4,314	4,209	2,109	2,469
み り ん	588	-	-	284	303	209
ビ ー ル	104,742	-	-	582	104,158	1,527
果 実 酒 類	果 実 酒	X	X	-	X	X
	甘 味 果 実 酒	X	X	-	X	X
計	65	5	-	9	60	48
ウ イ ス キ ー キ ー 類	ウ イ ス キ ー	X	-	-	X	-
	ブ ラ ン デ ー	-	-	-	-	X
計	X	-	-	-	X	X
ス ピ リ ッ ツ 類	0	-	-	-	0	3
リ キ ュ ー ル 類	3,419	1	-	856	2,563	583
雑 酒	発 泡 酒	X	-	-	X	X
	粉 末 酒	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	X	-	-	X	X
計	X	-	-	X	13	40
合 計	128,641	13	4,314	6,352	126,614	26,999

調査期間等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の製成数量等及び平成14年3月31日現在の手持数量を示したものである。

(注)1 犯則分を含まない。

2 ()書は、アルコール分20度分に換算したものである。

(2) 製成数量等の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	そ の 他	合 計	前 年 比
	kl	kl	kl	kl	kl	%
平 成 9 年 度	26,854	2,786	325	3,469	33,434	92.5
10	25,112	2,396	71,918	4,136	103,562	309.8
11	21,911	2,279	97,385	5,392	126,967	122.6
12	20,443	2,148	95,697	3,589	121,877	96.0
13	17,023	2,109	104,158	3,324	126,614	103.9

(注)1 この表は、「(1)製成数量等及び手持数量」の「製成数量等」の「計」欄について、累年比較を示したものである。

2 その他は、合成清酒、みりん、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。

8 - 4 販売(消費)数量

(1) 酒類の販売(消費)数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					計
	製 造 場 (課 税)	製 造 場 の 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者	
清 酒	36	2,710	16,555	3,740	758	23,805
合 成 清 酒	-	X	X	X	1	X
し ょ っ ち ゅ う	甲 類	X	X	X	-	X
	乙 類	X	X	X	X	31
計	X	1,522	1,716	X	32	3,439
み り ん	-	34	131	219	50	437
ビ ー ル	53	97,961	49	76	265	98,404
果 実 酒 類	果 実 酒	-	-	X	X	42
	甘 味 果 実 酒	-	X	X	X	2
	計	-	X	37	X	44
ウ イ ス キ ー	ウ イ ス キ ー	-	0	X	0	0
	ブ ラ ン デ ー	-	-	X	-	-
	計	-	0	X	0	0
ス ピ リ ッ ツ 類	-	0	0	-	0	0
リ キ ュ ー ル 類	0	19	2,342	80	55	2,498
雑 酒	発 泡 酒	X	X	X	2	5
	粉 末 酒	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	-	-	X	1	1
	計	X	X	4	3	6
合 計	91	124,001	21,430	4,309	1,212	151,044

調査期間等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の販売(消費)数量の状況を示したものである。

(2) 酒類販売(消費)数量の累年比較

区 分	清 酒	合 成 清 酒	し ょ っ ち ゅ う	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 類
平 成 9 年 度	43,155	1,440	15,365	3,840	216,548	4,172
10	40,309	1,405	15,347	3,722	204,111	5,404
11	38,425	1,509	15,849	4,773	189,845	4,905
12	36,189	1,589	16,818	5,322	180,092	4,805
13	33,591	1,723	17,927	3,866	159,547	4,559

(注)1 この表は、「(1)酒類の販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」欄について、累年比較を示したものである。

2 その他は、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。

販売業者の販売数量		年度末現在の 販売業者の 手持数量	消費者に対する 販売数量計 (+)	区 分
販売業者	消費者			
42,408	32,831	4,368	33,591	清 酒
2,623	1,722	216	1,723	合 成 清 酒
8,052	4,660	970	4,660	甲 類
22,974	13,235	2,209	13,265	乙 類
31,024	17,896	3,176	17,927	計
6,264	3,816	410	3,866	み り ん
349,940	159,283	8,750	159,547	ピ ー ル
6,158	4,102	1,306	4,143	果 実 酒
817	409	142	411	甘味果実酒
6,972	4,515	1,442	4,559	計
6,356	2,436	881	2,436	ウイスキー
1,938	781	239	781	ブランデー
8,291	3,216	1,125	3,216	計
1,331	530	174	530	スピリッツ類
24,347	12,872	2,271	12,929	リキュール類
160,019	68,466	5,302	68,471	発泡酒
-	2	-	2	粉末酒
79	204	37	205	その他の雑酒
160,100	68,674	5,339	68,679	計
633,304	305,360	27,277	306,567	合 計

ウイスキー類	そ の 他	計	
		内 発泡酒	
4,209	20,278	12,267	309,007
4,248	35,768	27,137	310,314
3,780	48,199	38,176	307,287
3,646	60,542	48,620	309,009
3,216	82,137	68,471	306,567

(3) 税務署別販売(消費)数量

区 分	清 酒	合 成 清 酒	し ょ う ち ゅ う			み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 類			ウ イ ス キ ー	
			甲 類	乙 類	計			果実酒	甘 味 果実酒	計		
徳 島 県	徳 島	2,846	162	347	1,160	1,507	416	14,042	601	36	637	291
	鳴 門	1,133	55	116	371	487	131	4,716	140	11	152	73
	阿 南	851	30	135	260	395	61	3,456	49	6	56	39
	川 島	467	21	55	172	227	46	1,687	31	3	35	19
	脇 町	500	16	61	173	234	29	1,764	28	4	32	20
	池 田	600	12	68	195	263	86	1,672	34	7	41	20
計	6,397	296	782	2,331	3,113	769	27,337	883	67	953	462	
香 川 県	高 松	3,225	188	352	1,388	1,740	570	18,028	628	58	687	334
	丸 亀	1,353	79	128	487	615	150	6,480	132	16	148	94
	坂 出	1,233	45	115	476	591	144	4,377	112	20	132	82
	観 音 寺	961	44	80	309	389	101	3,709	64	7	71	38
	長 尾	637	28	70	206	276	77	2,594	79	8	87	29
	土 庄	296	28	31	121	152	91	1,398	27	4	31	16
計	7,705	412	776	2,987	3,763	1,133	36,586	1,042	113	1,156	593	
愛 媛 県	松 山	4,636	358	550	2,308	2,858	617	25,438	742	63	805	420
	今 治	1,564	104	158	700	858	143	6,631	166	15	181	96
	宇 和 島	942	48	425	401	827	128	6,019	84	24	107	63
	八 幡 浜	664	27	135	276	411	53	3,324	40	7	47	25
	新 居 浜	1,099	44	137	551	689	121	5,221	123	12	136	82
	伊 予 西 条	888	48	103	393	496	96	3,501	69	8	77	38
	大 洲	715	29	77	373	450	70	3,230	38	6	44	32
伊 予 三 島	946	29	65	406	470	74	3,189	65	10	75	33	
計	11,454	687	1,650	5,408	7,059	1,302	56,553	1,327	145	1,472	789	
高 知 県	高 知	3,139	181	577	1,241	1,819	393	17,705	573	43	616	371
	安 芸	640	18	73	146	219	52	3,030	43	6	49	30
	南 国	1,178	34	174	288	461	52	4,045	75	11	85	56
	須 崎	1,264	30	237	297	534	57	4,717	66	9	75	50
	中 村	972	41	261	355	616	53	5,959	68	10	79	46
	伊 野	842	24	130	212	343	55	3,615	66	7	74	39
計	8,035	328	1,452	2,539	3,992	662	39,071	891	86	978	592	
全 管 計	33,591	1,723	4,660	13,265	17,927	3,866	159,547	4,143	411	4,559	2,436	

(注) この表は、「(1)酒類の販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

スキークラス		スピリッツ類	リキュール類	雑酒			合計	人口 14.3.31現在	1人当たり 消費数量	区分
ブランド	計			発泡酒	その他	計				
k	k	k	k	k	k	k	k	人		
78	369	61	1,339	6,070	15	6,084	27,462	353,381	77.7	徳島
17	89	15	510	2,428	5	2,433	9,721	177,482	54.8	鳴門
9	48	12	246	1,414	4	1,418	6,571	120,900	54.4	阿南
6	25	4	160	784	52	836	3,509	74,141	47.3	川島
8	28	3	142	643	2	646	3,396	49,517	68.6	脇町
6	26	4	140	540	0	540	3,386	53,764	63.0	池田
124	585	99	2,537	11,879	78	11,957	54,045	829,185	65.2	計
94	428	87	1,907	7,913	31	7,944	34,803	428,116	81.3	高松
36	130	26	668	2,734	12	2,746	12,395	173,269	71.5	丸亀
25	107	22	471	2,487	4	2,491	9,613	156,058	61.6	坂出
9	47	8	369	1,694	2	1,696	7,396	142,127	52.0	観音寺
8	36	10	240	1,142	1	1,143	5,128	95,290	53.8	長尾
12	28	3	126	490	1	491	2,644	36,610	72.2	土庄
184	776	156	3,781	16,460	51	16,511	71,979	1,031,470	69.8	計
121	542	100	1,698	11,775	43	11,818	48,870	654,070	74.7	松山
27	123	24	545	3,174	2	3,176	13,348	189,716	70.4	今治
38	101	8	268	1,910	1	1,911	10,358	143,752	72.1	宇和島
15	40	4	140	926	1	926	5,637	105,554	53.4	八幡浜
33	115	16	518	2,243	2	2,245	10,203	128,161	79.6	新居浜
7	45	17	312	1,463	1	1,464	6,944	116,736	59.5	伊予西条
14	46	3	141	1,069	1	1,071	5,799	70,584	82.2	大洲
11	44	7	289	1,394	4	1,398	6,522	96,474	67.6	伊予三島
266	1,056	179	3,911	23,954	55	24,009	107,681	1,505,047	71.5	計
137	508	64	1,543	8,279	10	8,289	34,257	335,965	102.0	高知
10	40	4	171	1,056	0	1,056	5,278	64,363	82.0	安芸
14	69	10	346	2,133	5	2,139	8,419	125,498	67.1	南国
11	62	4	219	1,695	1	1,695	8,658	88,739	97.6	須崎
26	72	8	213	1,599	6	1,606	9,619	113,826	84.5	中村
9	48	6	208	1,416	1	1,417	6,631	87,663	75.6	伊野
207	799	96	2,700	16,178	23	16,202	72,862	816,054	89.3	計
781	3,216	530	12,929	68,471	207	68,679	306,567	4,181,756	73.3	全管計

8 - 5 免 許 場 数

(1) 酒類の製造免許場数

区 分	平成12年 度 末 免 許 場 数	平成13年 度 末 免 許 場 数	左 の うち 試 験 の た め の 免 許 場 数	平成13年 度 末 製 造 場 数	平成13年 度 末 製 造 者 数	平成13年 度 末 蔵 置 場 数
清 酒	136	135	4	129	130	23
合 成 清 酒	1	1	-	-	1	6
し ち ゃ う づ	甲 類	1	-	-	1	7
	乙 類	32	31	-	5	13
計	33	32	-	5	31	20
み り ん	9	9	-	3	8	8
ビ ー ル	11	11	2	10	8	6
果 実 酒 類	果 実 酒	5	2	4	6	-
	甘 味 果 実 酒	1	2	-	2	-
計	6	8	2	4	8	9
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	1	-	-	1	-
	ブ ラ ン デ ー	1	1	-	1	-
計	2	2	-	-	2	9
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	3	1	2	2	-
	原 料 用 ア ル コ ー ル	2	2	1	2	-
計	5	5	2	3	4	8
リ キ ュ ー ル 類	25	27	-	2	24	10
雑 酒	発 泡 酒	4	1	1	3	-
	粉 末 酒	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	3	3	1	1	2
計	7	7	2	2	5	10
合 計	235	237	12	158	221	109
各 酒 類 を 通 じ た も の	160	158	7	-	150	24

調査対象：酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた場数である。

調査時点：平成14年3月31日

用語の説明：1 「免許場数」欄は、製造免許を付与している酒類の種類(品目を含む。以下同じ。)の異なるごとに掲げている。

2 「製造場数」欄は、複数の種類を製造している場合には、製造数量が最も多い酒類の種類に掲げている。

3 「製造者数」欄は、製造者が免許を受けている酒類の種類異なるごとに掲げている。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製造場数
酒 母	7 場
も ろ み	42 場

用語の説明：1 酒母とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの、これらにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

調査時点：平成14年3月31日

(3) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

区 分	平成12年度未 販売場数	平成13年度未販売場数			平成13年度未 販売業者数		
		卸売に限る旨の条 件が付されている もの	販売方法に条件 が付されていない もの	計			
販て限い 売いる 方な旨も 法いのの にも条件 条の件及 件及び付 がび付 付卸さ れ売れ にて	場	場	場	場	者		
全 酒 類	240	32	202	234	111		
ビ ー ル	18	4	14	18	11		
洋 酒	540	3	520	523	72		
輸 出 入 酒 類	14	4	10	14	1		
自 製 酒 類	40	9	28	37	4		
その他の酒類	7	4	4	8	7		
合 計	859	56	778	834	206		
販が 売付 方され にて 小売に 限る 旨の 条件	全酒類	一般のもの	5,842	-	-	5,910	5,786
		特殊のもの	146	-	-	143	47
		期 限 付	-	-	-	-	-
	計	5,988	-	-	6,053	5,833	
	その他の酒類	一般のもの	47	-	-	45	29
		特殊のもの	219	-	-	222	159
		期 限 付	24	-	-	24	10
		みりんだけのもの	407	-	-	368	83
		薬用酒だけのもの	319	-	-	319	319
	計	1,016	-	-	978	600	
合 計	7,004	-	-	7,031	6,433		
媒 介 業	10	-	-	9	5		
代 理 業	-	-	-	-	-		

調査時点：平成14年3月31日

用語の説明：1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

2 代理業とは製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

(4) 免許場数等の累年比較

区 分	酒 類 製 造 免 許 場 数							酒 類 製造場数	酒 類 販売場数
	清 酒	合成清酒	しょうちゅう 甲 類	しょうちゅう 乙 類	み り ん	そ の 他	計		
平成9年度	143	1	1	35	10	48	238	170	7,884
10	142	1	1	34	9	52	239	167	7,928
11	139	1	1	32	9	51	233	165	7,948
12	136	1	1	32	9	56	235	160	7,863
13	135	1	1	31	9	60	237	158	7,865

調査時点：翌年3月31日

(注) この表は、「(1)酒類の製造免許場数」及び「(3)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」について累年比較したものである。

(5) 税務署別製造免許場数

区 分	清 酒	合成清酒	しょうちゅう		みりん	ビール	果 実 酒 類		
			甲 類	乙 類			果 実 酒	甘味果実酒	
	場	場	場	場	場	場	場	場	
徳 島 県	徳 島	7	1	1	4	3	1	1	1
	鳴 門	9	-	-	2	2	-	-	-
	阿 南	4	-	-	-	-	-	-	-
	川 島	1	-	-	-	-	-	-	-
	脇 町	5	-	-	1	-	-	-	-
	池 田	6	-	-	2	1	-	-	-
	計	32	1	1	9	6	1	1	1
香 川 県	高 松	5	-	-	-	-	2	1	-
	丸 亀	4	-	-	1	1	1	-	-
	坂 出	4	-	-	2	-	-	-	-
	観 音 寺	3	-	-	-	-	-	1	-
	長 尾	2	-	-	1	-	-	1	1
	土 庄	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	18	-	-	4	1	3	3	1
愛 媛 県	松 山	18	-	-	2	-	1	-	-
	今 治	4	-	-	-	-	-	-	-
	宇 和 島	7	-	-	1	-	-	-	-
	八 幡 浜	13	-	-	4	-	-	-	-
	新 居 浜	4	-	-	-	-	-	-	-
	伊 予 西 条	7	-	-	2	-	3	-	-
	大 洲	5	-	-	1	-	-	-	-
	伊 予 三 島	5	-	-	2	1	-	-	-
	計	63	-	-	12	1	4	-	-
高 知 県	高 知	3	-	-	1	-	2	-	-
	安 芸	7	-	-	3	1	-	2	-
	南 国	4	-	-	-	-	1	-	-
	須 崎	3	-	-	1	-	-	-	-
	中 村	3	-	-	1	-	-	-	-
	伊 野	2	-	-	-	-	-	-	-
	計	22	-	-	6	1	3	2	-
全 管 計	135	1	1	31	9	11	6	2	2

(注) この表は、「(1)酒類の製造免許場数」の「平成13年度未免許場数」欄を税務署別に示したものである。

ウイスキー類		スピリッツ類		リキュール類	雑 酒		合 計	区 分
ウイスキー	ブランデー	スピリッツ	原 料 用 アルコール		発 泡 酒	その他の雑酒		
場	場	場	場	場	場	場	場	
1	1	2	1	1	1	-	26	徳 島
-	-	-	-	3	-	-	16	鳴 門
-	-	-	-	2	-	-	6	阿 南
-	-	-	-	-	-	-	1	川 島
-	-	-	-	-	-	-	6	脇 町
-	-	-	-	1	-	-	10	池 田
1	1	2	1	7	1	-	65	計
-	-	-	-	-	1	-	9	高 松
-	-	-	-	1	-	-	8	丸 亀
-	-	-	-	1	-	-	7	坂 出
-	-	-	-	1	-	2	7	観 音 寺
-	-	-	-	2	-	-	7	長 尾
-	-	-	-	-	-	-	-	土 庄
-	-	-	-	5	1	2	38	計
-	-	-	-	4	1	-	26	松 山
-	-	-	-	-	-	-	4	今 治
-	-	-	-	-	-	-	8	宇 和 島
-	-	-	-	-	-	-	17	八 幡 浜
-	-	1	-	-	-	-	5	新 居 浜
-	-	-	1	1	1	-	15	伊 予 西 条
-	-	-	-	1	-	-	7	大 洲
-	-	-	-	1	-	1	10	伊 予 三 島
-	-	1	1	7	2	1	92	計
-	-	-	-	1	-	-	7	高 知
-	-	-	-	3	-	-	16	安 芸
-	-	-	-	1	-	-	6	南 国
-	-	-	-	1	-	-	5	須 崎
-	-	-	-	1	-	-	5	中 村
-	-	-	-	1	-	-	3	伊 野
-	-	-	-	8	-	-	42	計
1	1	3	2	27	4	3	237	全 管 計

(6) 税務署別酒類製造卸売小売場数

区 分	製 造 場									
	清 酒	合成清酒	しょうちゅう		みりん	ビール	果実酒類	ウイスキー類		
			甲 類	乙 類				ウイスキー	ブランデー	
	場	場	場	場	場	場	場	場	場	
徳 島 県	徳 島	7	-	-	1	1	1	-	-	-
	鳴 門	8	-	-	-	1	-	-	-	-
	阿 南	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	川 島	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	脇 町	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	池 田	6	-	-	-	1	-	-	-	-
	計	31	-	-	1	3	1	-	-	-
香 川 県	高 松	5	-	-	-	-	1	1	-	-
	丸 亀	4	-	-	-	-	1	-	-	-
	坂 出	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	観 音 寺	2	-	-	-	-	-	1	-	-
	長 尾 庄	2	-	-	-	-	-	1	-	-
	土 庄	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	17	-	-	-	-	2	3	-	-
愛 媛 県	松 山	16	-	-	1	-	1	-	-	-
	今 治	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	宇 和 島	7	-	-	-	-	-	-	-	-
	八 幡 浜	13	-	-	1	-	-	-	-	-
	新 居 浜	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	伊 予 西 条	7	-	-	1	-	3	-	-	-
	大 洲	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	伊 予 三 島	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	61	-	-	3	-	4	-	-	-
高 知 県	高 知	2	-	-	-	-	2	-	-	-
	安 芸	7	-	-	-	-	-	1	-	-
	南 国	4	-	-	-	-	1	-	-	-
	須 崎	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	中 村	2	-	-	1	-	-	-	-	-
	伊 野	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	20	-	-	1	-	3	1	-	-
全 管 計		129	-	-	5	3	10	4	-	-

(注) この表は、「(1)酒類の製造免許場数」の「平成13年度末製造場数」欄及び「(3)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」の

数					販売業者数		販売場数		区 分
スピリッツ類		リキュール類	雑 酒	合 計	卸 売 業 者	小 売 業 者	卸 売 業 場	小 売 業 場	
スピリッツ	原 料 用 アルコール								
場	場	場	場	場	者	者	場	場	
1	-	1	-	12	7	478	72	507	徳 島 県
-	-	1	-	10	2	255	27	287	
-	-	-	-	4	2	259	19	273	
-	-	-	-	1	-	127	4	143	
-	-	-	-	5	72	63	73	72	
-	-	-	-	7	6	171	47	135	
1	-	2	-	39	89	1,353	242	1,417	計
-	-	-	1	8	6	439	79	519	香 川 県
-	-	-	-	5	5	255	51	249	
-	-	-	-	4	5	203	17	239	
-	-	-	1	4	3	227	3	255	
-	-	-	-	3	2	139	5	167	
-	-	-	-	-	3	99	5	113	
-	-	-	2	24	24	1,362	160	1,542	計
-	-	-	-	18	13	670	106	752	愛 媛 県
-	-	-	-	4	3	323	30	367	
-	-	-	-	7	5	251	8	344	
-	-	-	-	14	8	260	9	302	
1	-	-	-	5	5	159	37	158	
-	1	-	-	12	3	196	36	207	
-	-	-	-	5	7	137	27	140	
-	-	-	-	5	3	172	36	161	
1	1	-	-	70	47	2,168	289	2,431	計
-	-	-	-	4	25	482	59	533	高 知 県
-	-	-	-	8	5	135	14	144	
-	-	-	-	5	5	212	20	228	
-	-	-	-	3	5	227	6	245	
-	-	-	-	3	3	314	41	298	
-	-	-	-	2	3	180	3	193	
-	-	-	-	25	46	1,550	143	1,641	計
2	1	2	2	158	206	6,433	834	7,031	全 管 計

「平成13年度未販売場数」欄及び「平成13年度未販売業者数」欄を税務署別に示したものである。